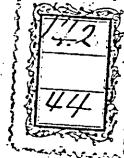


實驗日本修身書卷五 高等小學 生徒用

檢定合格本



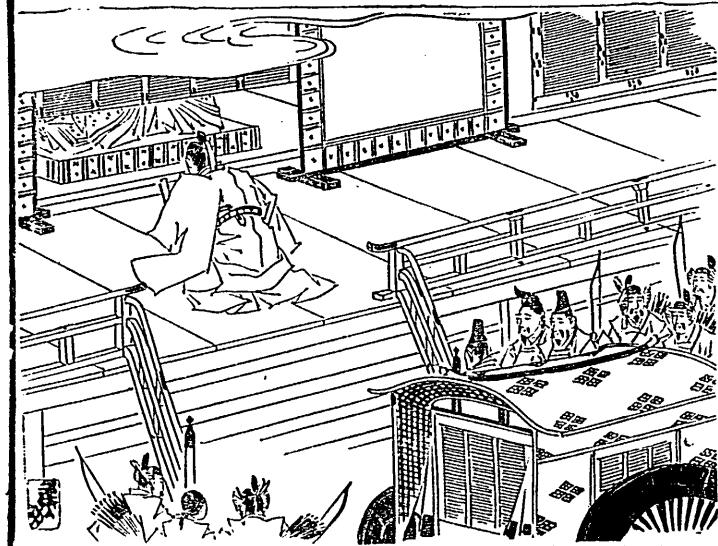
三宅米吉校閱
中根淑
渡邊政吉編纂

實驗日本修身書卷五
高等小學
生徒用

東京 金港堂書籍會社

第一課 孝行

人の行ふべき道は、頗る
多しと雖も、父母に事へ
て、孝を盡くし、敬を致す
より先なるはなし。
凡う人として、孝敬の心あ
れば、家に居て、友愛を全く
し、友に交はりて、禮讓を盡
くし、君に事へて、恭敬を致
すを得べし。されば孝經に



も、親を敬するものは、敢て人を慢らず、とあり。之
を見て、も、孝敬のかくべからざるを知るべし。

仁明天皇は、御母太皇太后の宮にわたらせ給ふには、御車に召さず、必ず歩みて往き給へり。或る日、
皇太后、天皇の御車に召し給ふさまを御覽せられたき旨、仰せ給ふに、天皇其の不敬に涉らんことを憚りて、押して辭し給へり。然るに皇太后許し給はざりしかば、天皇先づ御簾の前に跪きて、
皇太后を拜し、やがて御車に召して出で給ひき。
親ヲ敬スルモノハ、敢テ人ヲ慢ラズ。

羅生門 第二課 義行 人を醫す

寛延の頃、下野の國の農夫新之丞といふるもの
の妻によねといふものあり。其の舅姑共に病ひ
に臥して、起居不自由なり。が、よねは、毎朝夙に
起きて、機嫌を問ひ、之を爐邊に併ひゆきて、茶又
は其の好める食物を調へてすすめ、少ぬも樂む
まざるをも見ゆれば、四方山の話題なぞにて、其
の心を慰めければ、舅姑之が爲めに病ひを忘れ
氣を散して悦べり。或る日、舅、風呂に浴せんと望
みければ、よねは直ち湯を沸かさんとむける

を、夫新之丞、我が娘の病ひ重ければとて、之を止
めんとせり。舅之を聞きて、氣色を傷ひ、湯に入ら
ずといふを、よね、とよざまに説きなためて、遂に
浴せぬめ道かば、舅も其の志しに感ずて、忽ち氣
色をなほしたりとぞ。

子を思ふ心の道のこところもて、

おれやにつかへよ世の中の人。

子婦ヲ孝ナルモノ、敬ナルモノ、父母舅姑ヲ命
父逆フコトナカレ、怠ルコトナカレ。

第三課 兄弟

父母に次きて親しきは兄弟に若くはなし。されば兄弟は常に相愛し、相助けて、永く其の交りを保たんことを謀るべし。聊心に合はざることありて、怒り罵り、僅に無禮を加へられたりとて、交りを疎くすることあるべからず。

世に兄弟相鬭き、姉妹相軋るものあるは、利の爲めに、義を忘れ、慾の爲めに、道を失ふに由るなり。常に兄弟相愛し、姉妹相慕ひて、艱難を俱にし、幸福を共にするの心がけあらんには、争てか兄弟

の親しみ破れ、姉妹の交り絶ゆるとぞあらん。寶曆の頃、肥前の長崎に父死じて後、兄弟產を争ふものありけり。同地の醫師小河仲栗といへる人、一日或る酒宴の席に招かれるに、彼の不悌の弟、其の坐にありて、杯を請へり。仲栗容を正くして、兄弟は同胞とて、其の親しみ格別なるに、財を争ひて相悪むば、人面獸心とどういふべけれ、余不肖なれども、足下の杯を取りかはすことを欲せず、いたゞく其の罪を責めければ、其の人一旦は怒りたれども、後過ちを悔いて、兄に謝し、永く同胞の親しみを盡くしことう。

第四課 婦德

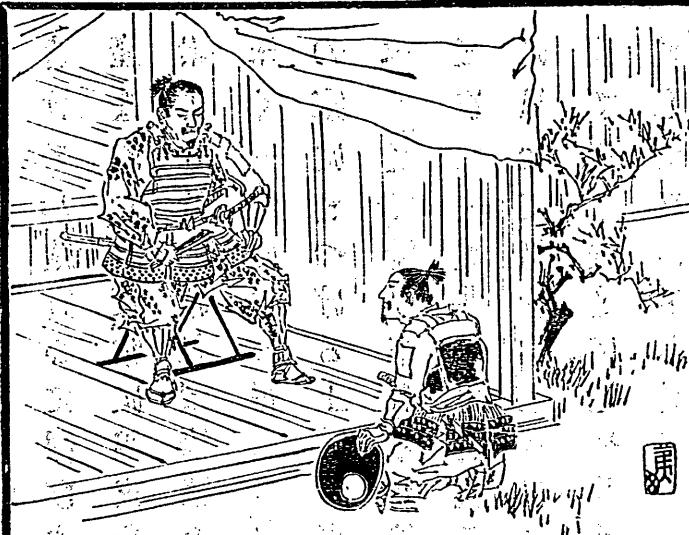
舅姑の爲めに、衣を縫ひ、食を調へ、夫に事へて、高ぶらす、自ら衣をたたみ、席をはき、食を調へ、績み紬き、縫ひ物し、子を育てて、汚れを洗ひ、婢多くとも、萬の事に自ら辛勞を堪へて勤むるは、是婦人の職分なれば。我が位と身に應せぬは、引きさがりて、勤むべし。此くの如くなれば、舅姑夫の心に適ひ、家人の心得て、よく家を保つべし。

漢の鮑宣の妻桓氏は、孝貞の人なり。其の嫁する時、父の意にまかせて、きらびやかな衣服調度を持ち往

きけるが、鮑宣心に懼びずして、「御身は富みたる家に産まれたれば、常に錦衣を着なれたり」と覺ゆ。私は、家素より貧しければ、綺羅を飾り難し、かくては、争でか永く一家に住み得べき」といふ。桓氏答へて、「わらは、君の家にとつげる上は、何事も、唯君が仰せに隨ひ奉るべし」とて、隨ひ來れる奴婢を歸し、短き衣服を引きまどひて、夫と共に車を挽きて、故郷に歸り、先づ其の姑に見ゆて、禮を爲し、うれより手づから飯を炊き、羹を煮て、親と夫とに進め、凡う女の爲すべき手業は、一つとして爲ざることなかりしかば、家よく治りことぞ。

第五課 朋友

朋友は、難あれば相助け、患へあれば相救ひて、互に深切を盡くし合ふを以て、道也す。唯常に寄りつきひて、遊び戯れ、互に往きかよひて、雑談するのみにて、少しも幸福を進め、苦難を除くことを謀らざるは、朋友に交る



道に非ず。

塙直次は、朋友に厚かりて人なり、年十八の時、織田信長に仕へて、足輕となり、三年を経て、或る戰場に臨みける時、其の同僚の坂井政尙、敵の勇士建部源八を撃ち取りたるに、人人之を疑ひて、實を爲さざりしかば、信長も賞を與へざりき。直次、政尙の功ありて、賞なきを憐み、前田利家に就きて、其の實を信長に達したり。信長之を聞きて、政尙の功を表賞し、且直次の友誼に厚きを嘉し、登庸して士隊に入れたり。

第六課 言語

己れが意思を述ぶるものを、言語といひ、其の連續したるものと、談話といふ。談話は、交際の要具にして、須臾も缺くべからざるものなれども、言葉の用ひ方悪しければ、却りて交際を破り、禍害を速くことあり。諺にも、口は禍の門、とあれば、常に言葉を慎みて、交際を全くし、禍害を速かざることを心がくべし。古人の是非を品評するは、可なり、今人の善惡を妄議するは、不可なり、人の恨みを取ること多く

は妄議也あり。己れの陰事は、人の之を説くに任すべし、人の陰事は、我則ち敢て人に説くべからず。言語簡易なれば、我にありては、以て悔い少かるべし、人にありては、以て怨み少かるべし。

長談じて、人を倦ましむべからず。言ふ所信實にして、偽りならざるも、自負の氣を以て語れば、稱賛を得るもの稀なり。自負して名を釣るものは、許多の辱ぢを獲べし。己れが身上を語らざるを得ざることあるも、名

を釣るの語は、出すべからず、已れが性質の善惡は、人自ら之を知らん、吾が言を待ちて後決せざるなり。

辭巧みなるも、惡を隠すとを得ず、辯を好みば、其の惡愈著く、其の善をして終に光輝を失はむ。自ら功德を誇耀すれば、其の言巧みなるも、人之を惡みて、其の名譽を毀損すべし。
深黙にして、測るべからざるものは、天也。親もみがたく、且人の疑惑を起さむをせし。怒りに乗じて、人を罵辱して、快と稱するものあれども、退きを之を思惟せば、到底身の不利なることをさせらべし。

第七課 謹謙

我が勝つこと好むは、人情の常、人の勝れるを惡むは、人慾の常なり、此の故に、材藝ある人は、殊に慎むべし。木林を出づれば折る、といへり。

藤原敦親は、世に知られたる物識りなりとが、人の物を問ふことあれば、大方は「知らず」と對へたり。少納言入道信西、或る人に之を語りて、「いみトき事なり」と譽めければ、其の人、人の物を問ふに、「知らむ」といふが、いかで「いみトきや」といへり。信西答へて、身に才學あればとう「知らず」といふと

とを耻ぢざるなれといひことぢ。春澄善繩は謙讓の人なり、文章博士たりし時、諸博士互に門戸を立てて、相軽んづければ人の謗り世の嘲り止むことなかりしかども、獨り善繩は其の長する所をもて、人を凌ぐことなかりしかば、身を終るまで、篤實の長者と稱せられたり。人ニ二ツノ耻ヂアリ、我ガ能クスル所ニ矜ル耻ヂナリ、我ガ能クセザル所ヲ飾ル耻ヂナリ、故ニ能クスレバ、謙シテ以テ之ニ居リ、能クセザレバ、學シデ以テ之ニ充ツ。

第八課 過ちを改む
心正直にして、ゆがまざるものは、過ああれば、速かに改めて、善に遷る故に、遂に過ちなき人となる。心執拗にして、ゆがめるものは、過ちあれば、辭を設けて、其の非を飾る故に、善に遷るの期なし。過ちを知りて、改めざれば、終に愚者となる。されば人は常に自ら我が身を省て、過ちを改むべきは勿論、我が爲めに過ちを匡すものあらば、深く其の志しを謝して、諫めを納ることを怠るべからず。

アメリカ合衆國に名高き、ジョルジ・ワシントンの幼かりじ時、其の父、一株の花樹を庭に植ゑて、朝夕目を慰め居たり。ワシントンは、かくとも知らず、一日他の童子と、戯れに軍のまねをして遊び、一つの斧を持ち來りて、彼の花樹を惜しげもなく、縦横に打ち伐りたれば、庭の面には、花ちり葉れちて、恰もあらしのあとの如くなりたり。父他より歸り來り、其のさまを見て、大いに怒り、奴婢を呼びて、なドリ問へをも、皆知らずと答ふ。其の時ワシントン思へらく、「我父の愛する樹と

は心づかで伐りたれども、其の罪は免れ難し。今隠して言はざれば、更に父を欺くの罪を重ねん」と、急ぎ父の前に至り、跪きて、「樹を伐りたるは、我がしわざなり、願はくは、大人、我が不束なる罪を罰して、奴婢を咎め給はざれ」といひければ、父其の過ちを悛むるに速かるを感じて、反りて之を譽めたりとなん。

學問ノ道他ナシ、其ノ不善ヲ知レバ速カニ改メテ、善ニ從フベキノミ。

第九課 節儉

吝嗇は、俗にいふじわきことなり、儉約は、始末なることなり、同ト事の如く心得るは僻事なり、其の爲る所似たれども、其の用ひ方大いに同トからず。夫れ財寶は、限りあるものにして、望みは窮りなきものなり、限りある財を以て、窮りなき望みを遂げんことは、天下を擧げて、之に供ふども、終につくる時あり。入るを量りて、出し、財を節にし、用を慎むは天の道なり。じわきものは、財を惜しむ、始末なるものは、財を節にす、節は、ふしといふ字にして、竹にふしあるが如く、よき程程

にて止ることとなり。じわきは、唯、妄りに財を積むなり、始末は、用ひる所あるが爲めに貯めるなり。青山幸利は、節儉の人なり、立闘を取りひろげんとて、其の費消を積らせけるに、八兩かかるべき由を聞きて、八兩の金は、足輕一人を養ふに足るべし、とて、見合はせたり、後尼崎に居りし時、太坂城の焼けたることあり、幸利速かに之を幕府に注進せんとて、多くの金を二人の急使に遣はしかば、其の人、いち早く江戸に着したりといふ。
積ミテ能ク散ズレバ、富ミ以テ保ツベシ。

第十課 摄養

身體健康ならざれば、勞に堪へず、精神活潑ならざれば、頗る耐へ難し。故に病身のものは、學を修め、業を習ふこと能はず。されば人は、務めて身體を健康にし、精神を活潑にしてよく苦難を忍び、煩忙に耐ふるの基を養ひ、以て志を達し、事を成すことを勉むべし。

太田錦城は、有名の儒者なり。少き時、越前の今莊といへる山伏にて、六人の山伏に遇ひけるに、其の山伏、錦城に向ひて、「賢人となるべき術あり、傳ふべしや」といふ。錦城「願はくは、教へを受けたし」。

と望みければ、山伏「唯二術なり、其の一つは、曉六つの鐘にて起くべし、其の二つは、朝夕の飯を、輕く二椀食ふべし、斯くすれば、賢人となるべし」といへり。錦城、其の時には、至理ありとも思はざりしが、後に至り、朝起きするものに、怠惰なるものなく、小食するものに、身持ち悪しきものなきを知りて、始めて至言なりと感す、是より三十餘年の間、朝寝せざりし、と自ら語りき。

仙人は不養生せず、腹立てず。

ものほしがらずうれでながいき。

幕府の老中阿部忠秋は、敦厚の人なり、常に朝早く登城しけるが、途中に棄て児あるを見れば、則ち拾ひ上げて、邸内に撫育せしめたり。家臣其の費沢の多きを憂へて、諫めければ、忠秋答へて、餘財を以て、彼等を養ふと



と、何の損失かあらん。余此の職にありて、世に棄て児あるは、余の耻ぢなり。之を取り揚ぐるは、亦職を治むるの一端なり。といひて、いよいよ拾ひ上げて養育せしめ、男子は、軽き家來に取り立て、女子は、皆出入りの商人などをへ嫁せしめしとぞ。孔子は、専ら仁愛の道を説きて、人を導き進みが、家語の中に、「仁ハ、人ヲ愛スルヨリ大イナルハナシ」、との語あり。是によりても、忠秋の言行の譽むべきを知るべし。

仁ハ、人ヲ愛スルヨリ大イナルハナシ。

人、學に志し、事を創め、一旦憤發して、業を勉むる

も、多くは、中途にて廢す。是皆忍耐の力の足らざるに由るなり。若じよく苦難に耐へて、撓らず、貧困を忍びて、屈せざりんには、必至志恵を遂げ、事を成さずともいふことなし。今之義理を了悟す。尼子氏の遺臣山中幸盛は頗る剛毅の人なり。だが、常に、我ほ、也難八苦に遇ふを願ひ、盤根錯節に逢はざれば、我が心力を練磨する能はず。我ほ人と共に人事を盡ぐを念のみ、獨天命に任すべからず。

らす、とて、幾たびの敗軍にも屈せずして、主家の恢復を計りをとる。足利氏の頃、九州に大椿といふ人あり、少年の時より、學問の志し厚かりをかせ、其の頃は、學問未だ開けず、印刷未だ盛んならずして、書籍も頗る乏しかりをかば、道の遠きを厭はず、常陸の國に往きて、先づ四書五經の素讀を習へり。然るに是より孟子の講義を聞かんとするに方り、資用殆ど盡きんとしければ、僅に豆一斗を得て日日少しづつ食ひ、饑ゑを忍びて、勉強すること五十日

に及べり。其の後易を學ばんとせし頃は、食を得べき手立てつきはてければ、故郷に歸り、十五貫文の錢を得て、再び常陸に往き、遂に其の業を卒賣へたり。貧苦いよいよ甚だをければ、之に耐るどとを勉むべし。艱難生すます加らば、之を凌ぐどとを勉むべし。古語に、「艱難汝ヲ玉ニス」とあり。又諺に、「苦ふ樂必種」也。あれば、貧苦艱難の我が身を侵すは、他日幸福の來るべき前兆也思ひて、之に打ち勝つことを勉むべし。假り初めにも、志しを屈し、氣を喪ふことあるべからず。

第十三課 勤勉

勤めて怠らざれば、如何なる難事も、成らざることなし。怠りて勤めざれば、如何なる小事も成ることなし。されば、家を興し、富を致さんと欲するものは、勤勉を中心として、怠惰を戒め、忍耐を専らとして、逸樂を慎むべし。是福を蒙ねき禍をはらぶの道なり。

寶曆の頃、常陸の國小瀬村に、清兵衛といへるものあり、其の居村は、農家僅に三軒にて、田地甚だあしかかりとかば、他の人々は、生計を立つるとぞ

能はすゑて、家を出で、人に仕合たれをも、清兵衛のみは、獨り止りて、妻子と共に耕作を力め、又紙を製するわざを覺ゆて、生計の資けとせし程に、家次第に豊かになれり。

後清兵衛、彼の隣人に諭む、家に歸りて、耕作を勉めしめ、且製紙の業を教へて、夜晝となく勵ませければ、其の人人も、終に生計を立つる程になりこと。禍福本天ノ爲ス所ニ非ズ、地ヲ爲ス所ニ非ズ、福ハ勤メ生ジ、禍ハ惰リニ生ズ。

復讐傳身書 第十四課 公益

凡く人は一身をよしむたるのみにて、世の益を謀らざれば、未を以て人間の本分を盡しせりといふべからず。故に何人も、分に應じ力に従ひて、世の爲めに益を謀り、人の爲めに業を起すことを勉めべし。勅語に「公益を廣め、世務を開き」とあるは、即ち此の義なり。加藤春慶の妻がお賣手となりたるのなり、此の人、平生好みで陶器を造りけるが、遂に支那に渡りて、其の術を究めたり。歸朝の

後、土石を近畿に索みけるに、其の意に適ふものなし。備尾張の人古より以て陶器を造るを聞き往きて、其の土石を檢するに、東瀬戸山の土石善良好なり。ひがは、竈を其の處築き、支那の製法に倣ひて、陶器を製造し、漸く其の業盛りき。怠ら貪りじがば、遂に海内外流布し貴賤共之を用ひるに至れり。春慶が、世の爲め恩益を與へ人の爲めに業を開きだるは、世人が陶器を稱ひて、瀬戸物と呼ぶを見ても、明かなり。

第十五課 報恩

元文の頃、陸奥の國若松の城下に、與兵衛といふるものあり、九歳の時より、塗物師又右衛門方にて、其の業を學びけるが、七年の間に、七が年の職人となり。しかば、深く其の恩に感し、猶十一年の間助力して、其の恩に報い



たり。

又右衛門年老いて、其の業従事と能ばず、家には、子一人あれども、病身にて、親を養ふ營みる爲し難ければ、與兵衛其の家族を助けて、生計を立てしめ、後又右衛門をば、我が家に迎へ取りて三十年の間、實の親の如くに敬ひ事へ通じる。世人恩恵ヲ受ケ多クハ記省セテ人三恵公所アレバ微物ト雖モ、歷歷心ニアリ、古人言フ、人ニ施シテハ、念フ勿カレ、施シヲ受ケテハ、忘ル勿カレ。

卷十五

論思

惠ノ一類 第十六課 や 節義 や 善惡ノ事ヒテモ
生を賣りて節を守らず、難を懼れて、義を顧ざれば、人道之が爲めに頽廢を、國家之が爲めに滅ぼするを免れず。されば宋の文天祥も「節義は、國家の元氣なり」といひて、大いに其の行ひを勵みたり。
毛利勝永は、豊臣氏の臣なり、慶長五年、關原の戰ひにて、西軍に屬して、徳川氏と戦ひ、軍敗れて後、土佐の國を配流せられたり。この事は、其の後、毛利勝永が、同母き十九年の頃、大阪、籠城の用意専らなる由

を傳ふ聞きで、其の妻に向ひ、「我此の地を遁れ出で、豊臣家の企てに與みて、存亡を共にせばやど思ふ。」と、若然らんには、残れる妻子は、尙も憂きを重ねて、夫れを思ひて心決して難免、此事如何」と問ふ。妻徐かに對へて、「うは、素より願はしき走りなり。」とさへらば、此の曉、潛に船出して、大阪に上り、武名を後世に輝かせ給ふと勧めたり。是に由りて、勝永意を決し、竊配所を出でて、程なく終て戦死せしむが、其の妻節義を守り、死を分せしかば、國主之に感下、一族の命を助けて厚く待遇したりこと。

第十七課 皇德

人ノ衣食住ノ樂シミヲ得ルハ、盡ク皇恩ナリ、
全ク我ガ力ト思フベカラズ。此ノ理リヲ知リ
得ル人ハ、一衣一食唯皇恩ノ大イナルヲ拜ス
ペシ。

後宇多天皇の弘安四年、元主忽必烈、其の將范文虎等を將とし、兵十萬を率ひて、我が國を侵さしめたり、鎮西の將士、之を防ぎしかども、敵の勢盛んにして、たやすく撃ち擣ひ難き由、京都に聞けければ、龜山上皇深く宸襟を惱まし給ひ、躬ら願

文を認めて、伊勢の太廟に奉り、身を以て國難に代らんと祈らせ給へり、たまたま筑紫の海中風起り、賊の戰艦、覆没破壊するもの甚だ多がりしかば、我が軍之に乘上、掩ひ撃ちて、敵軍を殲くもたり。世に名高き元寇とは、即ち此の事の事なり。

又龜山上皇が世を治め民を憂へ給ふことの深かりしは、左の御製を見て、測り知るべきなり。
すべらきの神のみことをうけきつゝ、
いやつぎに世を思ふかな。

第十八課 義勇

義勇とは、正義に基きて、氣を勵まし、力を出すことをいふなり。たゞへば、朋友の災を攘ひ、君父の難を去り、國家の憂へを除かんが爲めに、死力を竭くして、奮勵するが如きは、即ち義勇の行ひなり。世に忠臣と唱へ、義士と稱するものは、皆此の徳を備へざるはなし。

元弘三年護良親王、義兵を起して、吉野の城に籠り給ひけるに、東國の軍勢、四方より攻め圍みて、城兵多くは戦死し、城も殆ど保ちがたく見ぬければ

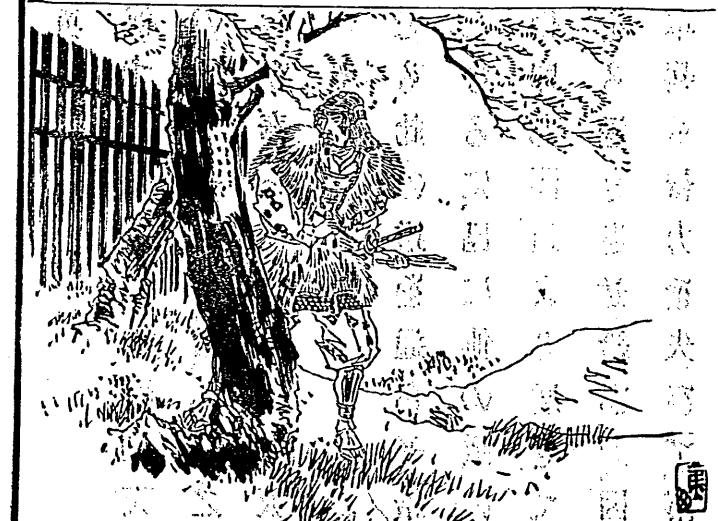
村上義光、親王の前に出でて、賊勢盛んにて、城支へ難く候へば、臣御諱を犯して討ち死にせん程に、殿下すきを見て落ちさせ給へど、勧め奉り、自ら親王の鎧ひを解きて被りければ、親王其の言に従ひ、涙を垂れて落ちさせ給へり。義光、親王の御後影の幽になるを見て、今は心安しと思ひければ、敵に向ひて、我は、今上天皇の第三の皇子護良なりと名のりて自害したり。其の子義隆は、往きに親王に従ひて落ちけるが、途にて賊兵と鬪ひ、亦親王を落し奉りて自殺したりとす。
義ニ當リテハ、其ノ身ヲ愛セズ。

第十九課 義勇

児嶋高徳は、備後三郎と稱す、元弘年中、後醍醐天皇、北條氏の爲めに、隱岐の國へ遷され給ふ時、之を其の道に待ち受けて、奪ひ奉らんと思ひ、舟坂の山中に伏して之を伺へり。

然るに乗輿は、日數経れども、此の道を通らせ給はず、人を遣はして候はしむるに、已に他の道に向はせ給へりといふ。高徳即ち聞道より馳せて、杉坂に至るに、早此の處をも過ぎさせ給ひぬ。因りて今まで從ひ来れる軍兵も、皆力を失ひて、落

ち失せたり。獨り高徳は其の初めの志を變せず、唯一人服装を變じて、乘輿の後を追ひ行き、また天顔を拜し、其の衷情を奏し奉らんと思ひしかども、武士の警護嚴重にして、近づき奉るを止を得ず。是に於いて止むを得ず、或る



夜衙在に忍び入り、庭前の櫻を削りて、「天、勾踐を空もくするなし、時、范蠡なきに非す」といへる二句の詩を書きて、其の處を立ち去りたり。夜明けて後、武士をも此の詩を見出しあかども、讀むことを得ず。因りて之を奏聞しければ、天皇御覽にて、詩の意を悟り給ひ、さては猶世に朕を助くるものありけるよと、御心の中に、頼もく思ひ召しけると。義ヲ見テ爲ザルハ、勇ナキナリ。

第二十課 國法

國憲を重んじ國法を守るは、國民の務めなれば、上は憲法法律より、下は縣郡の令達に至るまで、堅く遵守せざるべからず。若し權貴を恃みて、法を蔑むる、或は怠りて、令に背がんには、國家の秩序紊亂し、人人其の堵に安んぜざるに至る矣。されば吾人は、常に國憲に遵ひ、國法を守りて、國家の安寧を保ち、同胞の幸福を進むると心がくべきなり。

春日局は、徳川家光の乳母なり、或る夜殿中に歸

らんとて、城門に入らんぞしけるに、番卒之を拒みて、「夜間は、目付の命あるに非ざれば、出入を許さず」といひたり。局聞きて、「わらはは、春日局なれば、通行苦しかるま」といひければ、番卒少しく懼れて、番頭初鹿野傳右衛門に伺ひ出でたり、傳右衛門、番卒に向ひ、「某命を受けて、此の門を守る間は、法あるを知りて、人あるを知らず、たゞひ春日局たりとも、妄りに出入を許さず」と答へて、目付の指揮を乞ひ、然る後門を開きて、之を入れたりと。

法度行ハルレバ、則チ國治ル。

明治廿六年十月十日印行
同 年十月十三日發行
明治廿六年十二月二十八日訂正再版印刷
同 年十二月三十一日發行

定價金七錢

金港堂書籍株式會社

東京市日本橋區本町三丁目拾七番

金港堂書籍株式會社社長

東京市下谷區龍泉寺町四百拾七號

金港堂書籍株式會社社員

所有
版權

代表者

原亮三郎

印刷者

日置九郎

印刷所

金港堂書籍株式會社

大賣鋪

金港堂

宮城縣仙臺市國分町五丁目

實驗日本修身書卷七 高等小學 生徒用

第 全部 八 冊
五 二
號 古市尋常小學校藏書之章

檢定合格本

K120.1
37.5
7